

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、協議会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2)個人識別符号が含まれるもの

2 この規定において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2)個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

- (1) 本人の人種、信条、社会的身分
 - (2) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること
 - (3) 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと
 - (4) 本人の犯罪の経歴又は犯罪により本人が害を被った事実
 - (5) 本人を、被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
 - (6) 本人を、罪を犯した少年又はその疑いのある者として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと
- 4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 この規程において「保有個人データ」とは、協議会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの
- 7 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この規程において「従業者」とは、協議会の指揮命令を受けて協議会の業務に従事する者をいう。
- (協議会の責務)
- 第3条 協議会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。
- 第4条 協議会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、協議会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
 - 3 事務局長は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
 - 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

- 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第5条 協議会は、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

- 2 協議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められた範囲で行うものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 協議会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

- 2 協議会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱わないものとする。

- 3 前2項の規定は次に掲げる場合には適用しない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正な利用の禁止)

第7条 協議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第3章 個人情報の取得の制限等

(適正な取得)

第8条 協議会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 協議会は、原則としてあらかじめ本人の同意を得て、要配慮個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5)当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合

(6)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7)第17条により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 協議会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 協議会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 協議会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協議会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目

的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人データの適正管理

(データ内容の正確性の確保等)

第10条 協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第11条 協議会は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(従業者の監督)

第12条 協議会は、個人データの安全管理のために、個人データを取扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 協議会は、個人データの取扱いの全部又は一部を協議会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人データの漏えい等の報告等)

第14条 協議会は、次の各号に掲げる個人の権利利益を害するおそれがある事態が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告を行うものとする。ただし、協議会が他の事業者又は行政機関及び独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

(1)要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下、「漏えい等」という。）。

(2)不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等。

(3)不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等。

(4)個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等。

- 2 前項に規定する場合には、協議会（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、当該事態が生じた旨の通知を行うものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するための必要な措置をとるときは、この限りでない。

第5章 個人データの第三者提供

（個人データの第三者提供）

第15条 協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 協議会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 協議会は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 16 条 協議会は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次の各号の記録を作成する。なお、前条第 1 項の特別な事由により本人の同意を得ずに第三者に個人データの提供を行った場合、次の第 2 号から第 5 号の記録を作成する。

- (1) 本人の同意を得ている旨
- (2) 当該個人データを提供した年月日
- (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (5) 当該個人データの項目

2 前項の記録の保存期間は、その作成日から 3 年間とする。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 17 条 協議会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、法令により確認を要しないとされている場合はこの限りではない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 協議会は、前項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。

- (1) 個人データの提供を受けた年月日
- (2) 前項の各号に掲げる事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

3 前項の記録の保存期間は、その作成日から 3 年間とする。

第 6 章 本人関与のしくみ

（保有個人データに関する事項の公表等）

第 18 条 協議会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置き、または本人から照会を受けたときに遅滞なく回答する。

- (1) 協議会の名称及び住所並びに代表者氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（本人への通知又は公表により本人又

は第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く。)

(3) 次項の規定による求め又は第19条第1項の規定による請求に応じること

(4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

2 協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 協議会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの開示)

第19条 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、書面の交付による方法又は電磁的記録の提供による方法による開示を請求すること(以下「開示請求」という。)ができる。

2 協議会は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、前項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により当該保有個人データを開示するものとし、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を通知するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 協議会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 協議会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第16条第1項及び第17条第2項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第23条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

(保有個人データの訂正等)

第20条 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 協議会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 協議会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第21条 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第7条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第8条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 協議会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第15条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 協議会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データを協議会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第14条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるお

それがあある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 協議会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止するものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 協議会は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第22条 協議会は、第18条第3項、第19条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第20条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示請求手続き)

第23条 第19条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき開示請求をしようとする者は、協議会に対して、保有個人データ開示に関する申出書を提出し、己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出又は提示するものとする。

2 協議会は、本人に対し、開示請求に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、協議会は、本人が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 開示請求は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求をすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

(手数料)

第24条 協議会は、第19条第1項の規定による開示請求を受けたときは、当

該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 協議会は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第7章 組織及び体制

(苦情対応)

第25条 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第26条 協議会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(委任)

第27条 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。